

## 訪問看護重要事項説明書

[令和4年5月30日現在]

### 1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

事業所名 : もとす医師会もとす訪問看護ステーション

T E L : 058-324-9594

担当 内屋 由貴

その他の窓口

岐阜県医療安全支援センター TEL058-278-2622

### 2 もとす医師会もとす訪問看護ステーションの概要

#### (1) 事業者の指定番号およびサービスの提供地域

事業所名	もとす医師会もとす訪問看護ステーション
所在地	本巣郡北方町北方3219番地の25
連絡先	TEL 058-324-9594 FAX 058-324-9525 携帯 090-7619-1328
管理者名	内屋 由貴
サービス提供地域	北方町、瑞穂市、本巣市（佐原トンネルより北を除く）

#### (2) 営業時間

月 ~ 金	午前8:30 ~ 午後5:15
-------	-----------------

※定休日 毎週土曜日・日曜日・祝祭日  
年始（1/1～1/3）

#### (3) 職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1名	0名	1名
看護師	看護師	0名	5名	5名

#### (4) 事業計画について

事業計画については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対して、求めがあれば閲覧することができます。

### 3 事業の目的、運営方針

#### <事業の目的>

要介護状態と認定された利用者に対して、看護のサービスを提供し、居宅において利用者が有する能力に応じた、可能な限り自立した生活を確保することができるよう支援することを目的とします。

<運営の方針>

24時間体制で、利用者の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。事業の実施にあたっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者個々の主体性を尊重し、地域の保険医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

4 利用料金

(1) 利用者の医療保険負担区分別

単位：円

	1 割	2 割	3 割
<基本・管理療養費>			
週1日目から3日目までの訪問（基本）	555	1,110	1,665
週4日目以降の訪問（基本）	655	1,310	1,965
毎月1日目の訪問（管理）	744	1,488	2,232
毎月2日目以降の訪問（管理）	300	600	900
同日2回目の訪問	450	900	1,350
同日3回目以降の訪問 （2回目を算定しない）	800	1,600	2,400
入院中の外泊の訪問（基本）	850	1,700	2,550
<加算>			
24時間対応体制加算	640	1,280	1,920
特別管理加算	I	500	1,000
	II	250	500
退院時共同指導加算	800	1,600	2,400
特別管理指導加算	200	400	600
退院支援指導加算	600	1,200	1,800
複数名訪問看護加算	450	900	1,350
緊急時訪問看護加算	265	530	795
長時間訪問看護加算（週1回）	520	1,040	1,560
夜間・早朝訪問看護加算 （午後6時～午後10時・午前6時～午前8時）	210	420	630
深夜訪問看護加算（午後10時～午前6時）	420	840	1,260
在宅患者連携指導加算（1回/月）	300	600	900
在宅患者緊急時等カンファレンス加算 （2回/月）	200	400	600
<その他>			
ターミナルケア療養費 I	2,500	5,000	7,500
情報提供療養費	150	300	450

・ 特別管理加算

- I ・ 在宅悪性腫瘍患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

- II・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者
  - ・人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者
  - ・真皮を越える褥創の状態にある者
  - ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

(2) その他の利用料（ご利用者の選定にかかる訪問看護の提供に関する差額）  
長時間訪問の料金について（実費自己負担になります）

訪問提供時間帯		単位	金額
営業時間内で90分を超える訪問（長時間訪問看護加算の対象外の時）平日	9:00～17:15	30分毎	2,500
休日時間外の訪問	上記以外	30分毎	3,000

  

死後の処置料	10,000円
--------	---------

(3) 交通費は必要ありません

(4) キャンセル料金は必要ありません

(5) 料金の支払い方法

毎月月末締めとし、翌月15日頃までに請求いたしますので、指定の方法でお支払いください。口座振替の方は、27日前後に引き落とさせていただきます。

## 5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

事前に、ご相談・ご依頼の方及び医師から依頼のあった場合にご自宅に当事業所職員がお伺いいたします。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、居宅介護支援事業名をお知らせ下さい。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望される場合は、いつでもお申し出ください。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヵ月までに文書で通知いたします。

③ 自動終了（以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合、または入院した場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱した行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者は即座にサービスの中止を求めることができます。
- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合、または利用者やご家族の方などが、当事業所や当事業所のサービス従業者に対してサービス提供を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当事業所により文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。
- ・ 風邪、病気等の際はサービスの利用を見合わせて無理な利用はお断りする場合がございます。
- ・ 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービスを変更または、中止することがあります。
- ・ 気象庁による警報発令時、または大雨、強風、積雪等の悪天候、自然災害などによりサービスの実施が著しく危険であると事業所が判断したときには、事業所からの申し出により、曜日の変更及び時間変更をお願いする場合があります。

6 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡いたします。

主治医	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

[当法人の概要]

名称	一般社団法人 もとす医師会
設立	昭和22年11月
所在地	岐阜県本巣郡北方町北方1633番地
代表者	会長 若園 明裕
電話番号	058-324-0364
事業内容	訪問看護事業／居宅介護支援事業／訪問介護事業／ もとす在宅医療介護連携センター

令和 年 月 日

訪問看護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 所在地 岐阜県本巣郡北方町北方3219番地の25  
事業者名 一般社団法人もとす医師会 もとす訪問看護ステーション  
説明者 印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。また、サービス担当者会議等におきまして、利用者および家族の個人情報を用いることを承諾します。

利用者

住 所 .....

氏 名 ..... 印

電話番号 ( ) - .....

署名代行者

本人との関係 .....

住 所 .....

氏 名 ..... 印

電話番号 ( ) - .....

家族

住 所 .....

氏 名 ..... 印

電話番号 ( ) - .....